

# 自治体病院会計の基礎

## 1 損益取引と資本取引の区分がある

官公庁会計方式では、予算及び決算は、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として歳入及び歳出をそれぞれ合算して差引剰余金を計算するが、企業会計では歳入及び歳出を、当年度の損益取引に基づくものと、いわゆる投下資本の増減に関する取引とに区分して企業の期間損益計算を明らかにすることとされている。

例えば、費用についていえば、

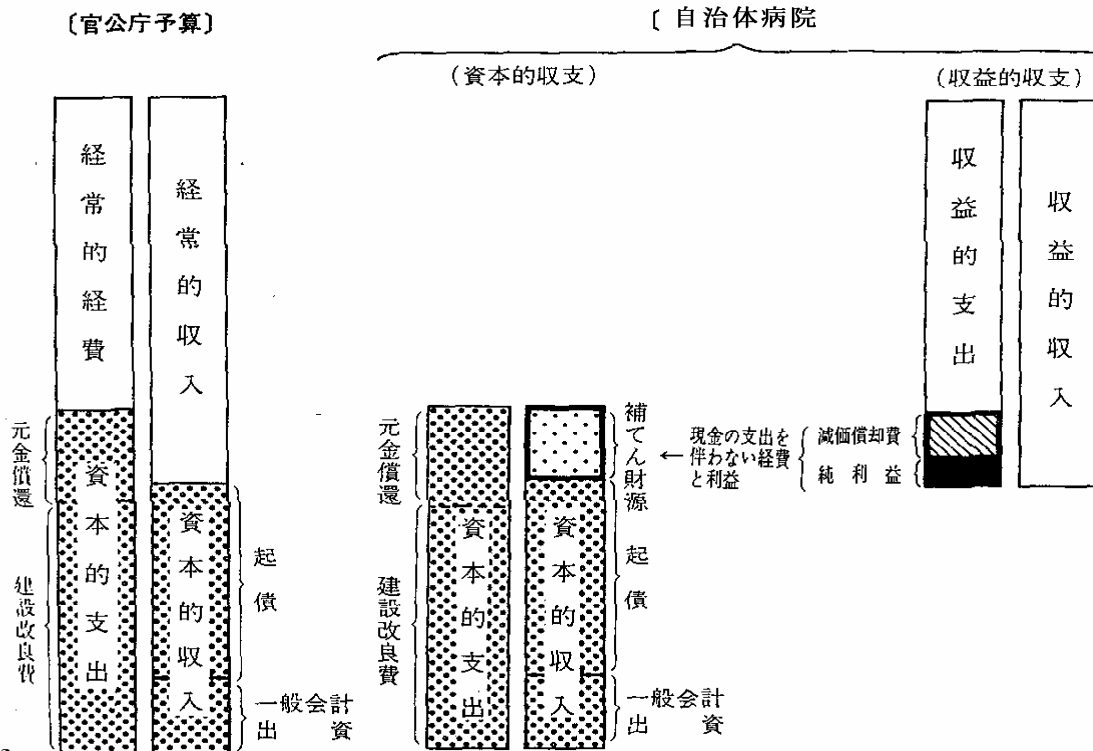
**当年度の費用として処理すべきもの——つまり当年度の期間計算に関するもの**（人件費、材料費、物件費、減価償却費、支払利息等）と、

**当年度の費用とはされず、翌年度以降数年間の費用として期間配分されるべきもの——つまり期間計算のもととなるもの**（建設改良費等）

とに区分し、前者は「収益的支出」として損益勘定の費用とされ、後者は「資本的支出」として資本勘定において処理することとされている。

このため、予算も「収益的収支」と「資本的収支」の2本建とされ、建設改良のため投下された資本（支出額）は、いったん資本的収支として受け入れられるが、翌年度以降において収益的収支の費用（減価償却費）として配分していくこととなる。

## 収益的収支と資本的収支の2本律予算

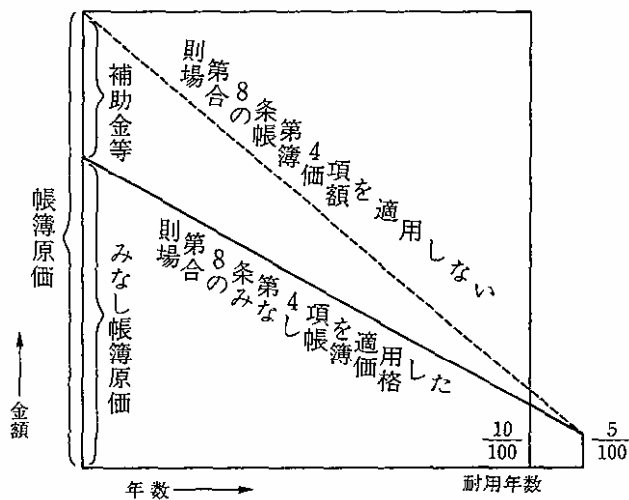


つまり、これによって、貸借対照表系統（財政状態）と損益計算書（経営成績）の取引とが明確に区分されているのである。

<b>資本的収支</b>	<p>資本的支出とは、支出の効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するものである。</p> <p>なお、自治体病院会計では、この資本的収支に企業債償還元金も加え、その代わりに、収益的収支に計上される減価償却費は資本的支出の財源に充てることができる。</p>
<b>収益的収支</b>	<p>収益的支出とは、支出の結果がその期の費用として処理される場合で、その期の収益に対応するものである。損益計算書はこの収益的収支に基づいて行なわれる。</p>

## 2 補助金等充当固定資産の減価償却方法の特例

公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等の金額に相当する金額（物件にあってはその適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、則8条第1項又は第9条第1項の規定に準じて各事業年度の減価償却費を算出することができる（則第8条第4項、第9条第3項）。



これは、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当額については、減価償却を行なって当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でない場合があるからである。

補助金等を充当して取得した有形固定資産の則第8条第4項の規定による減価償却の計算例を定額法によって示せば次のとおりである。

## 〔事例〕補助金等で取得した有形固定資産の減価償却額の計算

(例) 1 補助金 500 万円、自己資金 500 万円を充当して取得した帳簿原価 1000 万円、耐用年数 24 年の木造事務所用建物の場合

$$\begin{aligned} & \text{取得原価 } 1000 \text{ 万円} - \text{補助金 } 500 \text{ 万円} \\ & = 500 \text{ 万円} \dots\dots \text{則第 8 条第 4 項によるみなし帳簿原価} \\ & 500 \text{ 万円} \times 0.1 = 50 \text{ 万円} \dots\dots \text{残存価額} \\ & (500 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times 0.042 = 18.9 \text{ 万円} \dots\dots \text{毎年度減価償却額} \end{aligned}$$

(例) 2 (例) 1 の場合で、則第 8 条第 1 項の規定により減価償却を行い 3 年度を毛経過した場合

$$\begin{aligned} & \text{取得原価 } 1000 \text{ 万円} \times 0.1 = 100 \text{ 万円} \dots\dots \text{則第 8 条第 1 項による残存価額} \\ & (1000 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 0.042 = 37.8 \text{ 万円} \dots\dots \text{同上による各事業年度減価償却額} \\ & 37.8 \times 3 \text{ 年} = 113.4 \text{ 万円} \dots\dots \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

$$113.4 \times \frac{500}{1000} = 56.7 \text{ 万円}$$

$$\begin{aligned} & 500 \text{ 万円} - 56.7 \text{ 万円} = 443.3 \text{ 万円} \dots\dots \text{4 年度目期首の補助金対象分の帳簿価額} \\ & (1000 \text{ 万円} \times \frac{500}{1000} = 500 \text{ 万円} \dots\dots \text{補助金対象の取得価格}) \end{aligned}$$

この場合 4 年度目以降の自己資金充当分の今後減価償却額は  
(500 万円 - 50 万円) × 0.042 = 18.9 万円  
(取得原価) (1 割の残存価額) (償却率)

なお、減価償却最終年度の減価償却額は

$$475 \text{ 万円} - 472.5 \text{ 万円} = 2.5 \text{ 万円} \quad \text{となる。}$$

(減価償却限度額) (減価償却最終年度の  
前年度(25年度目)  
までの減価償却累計額)

$$56.7 \text{ 万円} + 18.9 \text{ 万円} \times 22 \text{ 年} = 472.5 \text{ 万円}$$